

# 国指定史跡

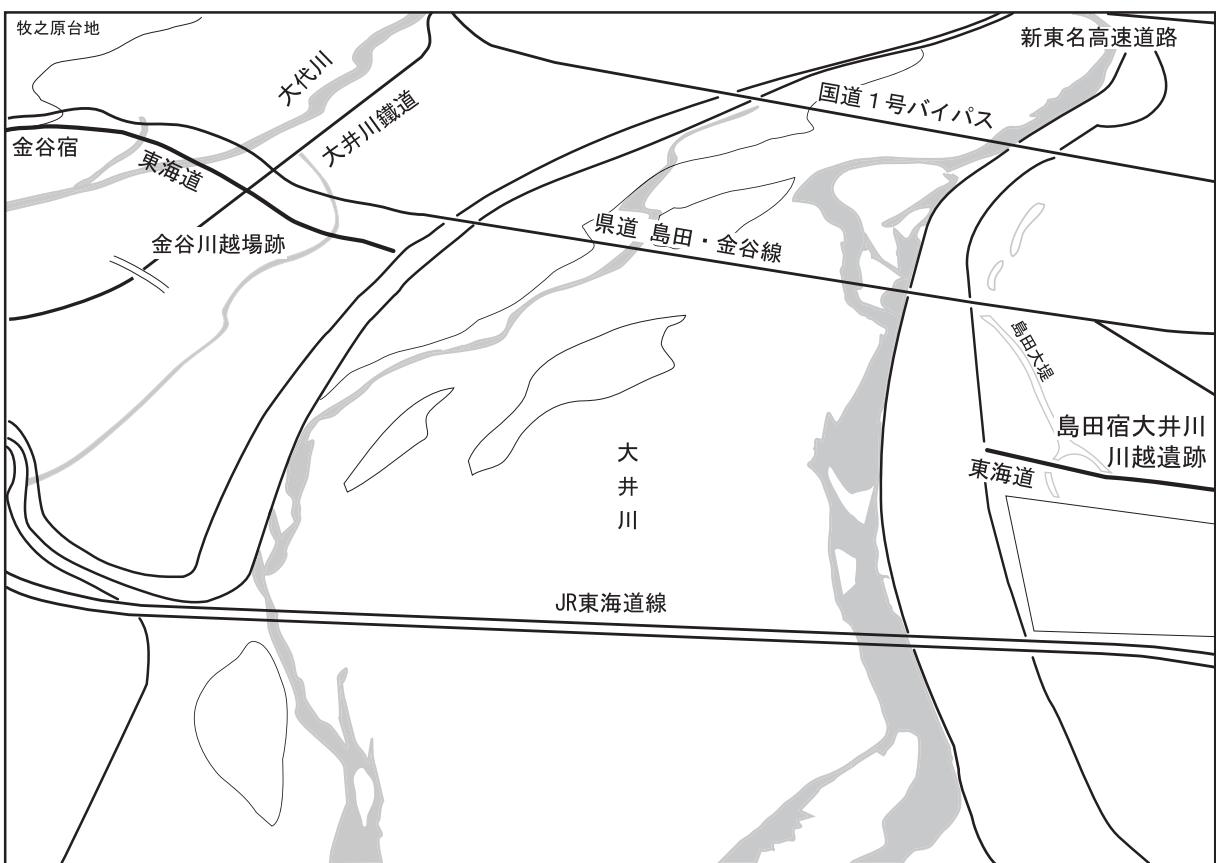
## 島田宿大井川川越遺跡保存管理計画



平成27年3月  
島田市教育委員会



図1 大井川 航空写真 (国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所 平成18年撮影)





口絵2 島田宿大井川川越遺跡 (内川土橋から東を望む 平成26年撮影)



口絵3 島田宿大井川川越遺跡 (番宿の家並み 平成26年撮影)

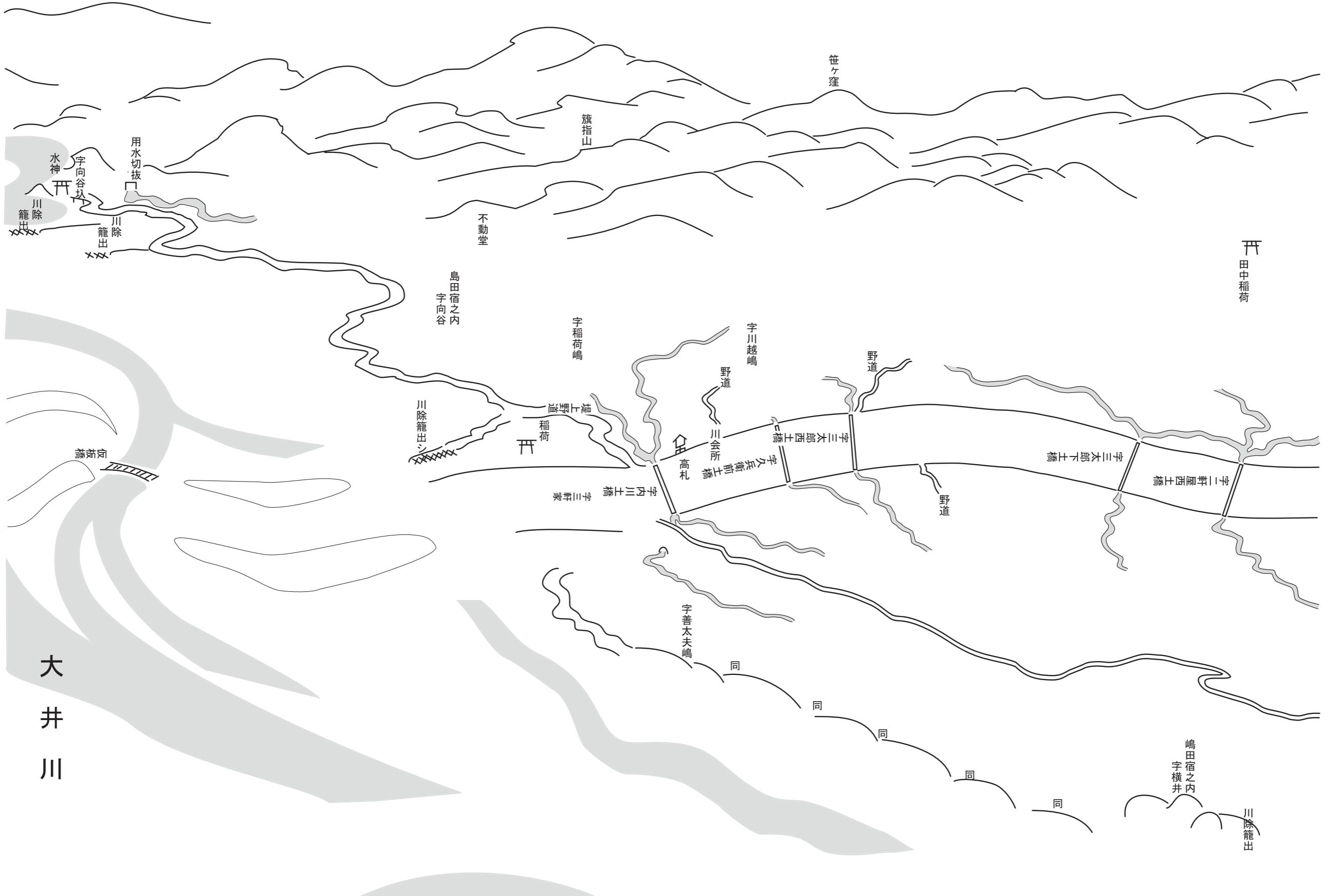


口絵4 川会所 (平成26年撮影)

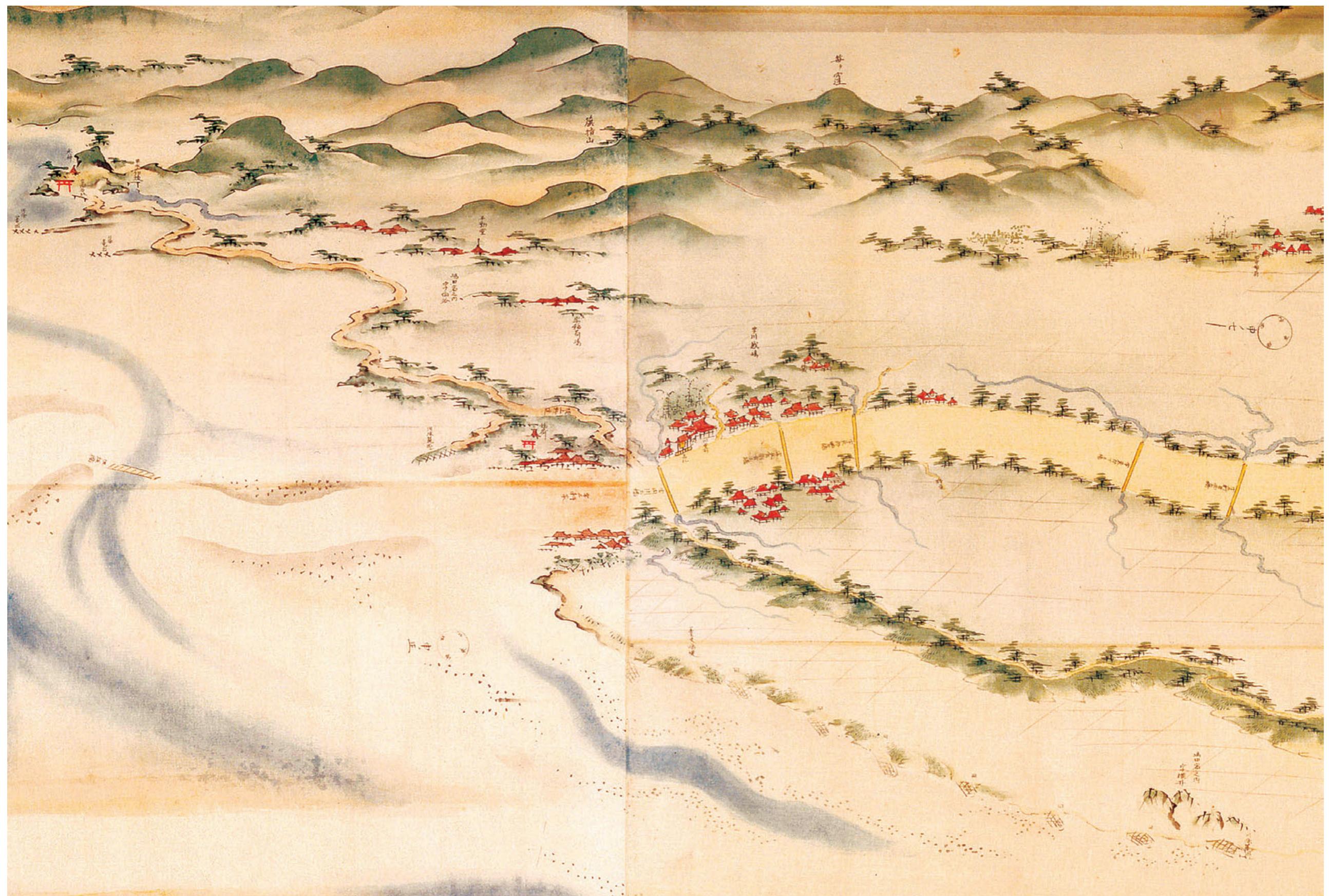


口絵5 駕籠 (上) と大高欄連台 (下) (平成26年撮影)





口絵6 東海道分間延絵図 注記図



図絵7 東海道分間延絵図 部分（東京国立博物館）



口絵8 葛飾北斎 富嶽三十六景 東海道金谷ノ不二 (山梨県立美術館)



口絵9 歌川広重 保永堂版 東海道五十三次之内 嶋田 (島田市博物館)



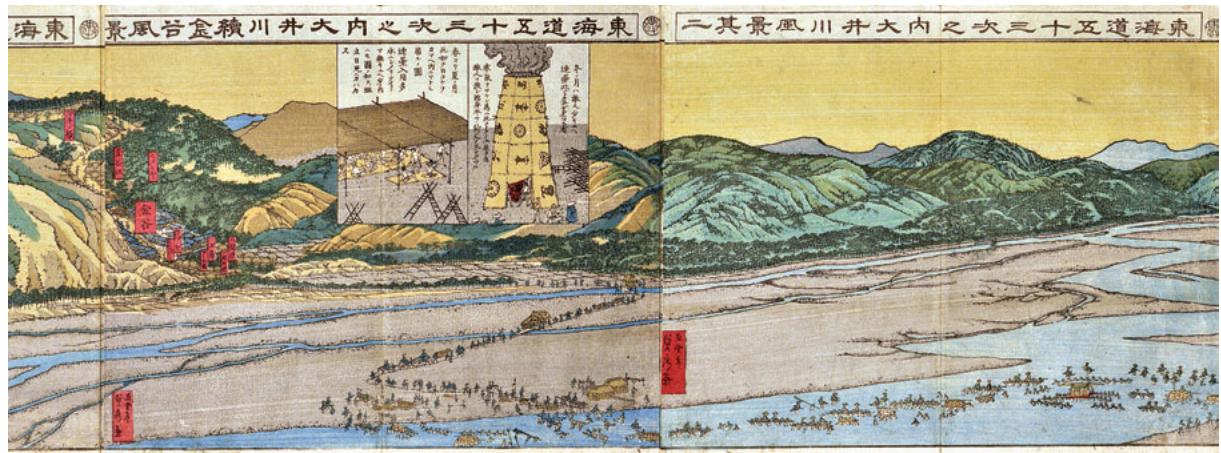
図絵 10 歌川広重 東海道川尽大井川之図（島田市博物館）



図絵 11 シーボルト著 『NIPPON』（福岡県立図書館）



口絵 12 五雲亭貞秀 東海道五十三駅勝景（豊橋市美術博物館）



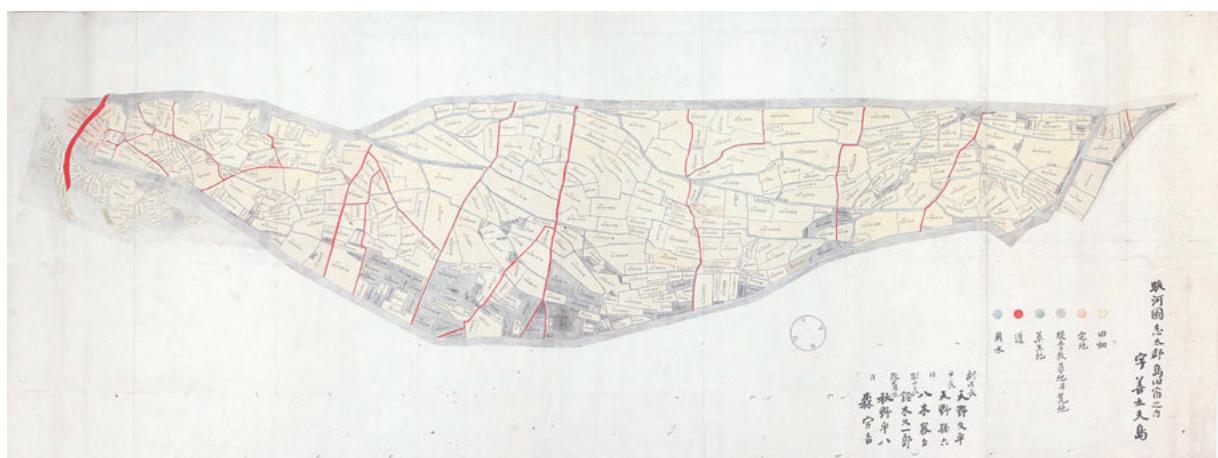
口絵 13 五雲亭貞秀 東海道五十三駅勝景 つづき（豊橋市美術博物館）



図絵 14 静岡縣駿河國志太郡島田宿字大津上中溝南之図（島田市博物館）



図絵 15 駿河國志太郡島田宿之内字横井道上之部（島田市博物館）



図絵 16 駿河國志太郡島田宿之内字善太夫島（島田市博物館）

# 序 文

島田市は遠く赤石山系に源を発し、駿河湾に注ぐ大井川と日本の東西を結ぶ東海道、この 2 つが交差する十字路に位置しており、その生活や文化、産業の歴史は大井川とともに培われてきたといってよいでしょう。このため、大井川流域には有形・無形の歴史的な文化遺産や伝統文化が多くみられます。



東海道一の難所として知られた大井川の川越しも、そのような自然や歴史的環境のもとで行われました。「島田宿大井川川越遺跡」は江戸時代の川越制度を物語る川会所や番宿などの主要施設跡が残る貴重な遺跡として、昭和 41 年 8 月 1 日に国の史跡に指定されました。さらに、平成 26 年 3 月 18 日には島田大堤や川越人足等によって建てられた稻荷神社などが追加指定されました。

島田市といたしましても、平成 26 年度に策定した『島田市総合計画～後期基本計画～』のなかで、地域住民との連携のもと、川越遺跡の整備・保全や史跡を活かした景観の形成などについて計画的に進めていく必要があると提言しています。

本計画はこの貴重な史跡を後世に伝えていくための保存管理の方針などを示したものですが、これを機に史跡保護の意識が高まるとともにさらなる島田市の活性化に繋がることを期待しています。

島田市長 染谷 絹代

## 例　　言

1. 本書は、静岡県島田市に所在する国指定史跡島田宿大井川川越遺跡の保存管理計画である。
2. 本保存管理計画策定事業は、島田市教育委員会文化課が平成25、26年度に国宝重要文化財等保存整備費補助金及び静岡県文化財保存費補助金の交付を受けて実施した。
3. 本計画は、計画策定に当たり設置した「島田市島田宿大井川川越遺跡保存管理計画策定委員会」における協議によってまとめられたものである。また、計画策定には文化庁文化財部記念物課及び静岡県教育委員会文化財保護課の指導・助言を受けた。
4. 本計画の内容は、将来の社会情勢の変化や史跡環境等の変化により、変更する場合がある。
5. 本書の作成に当たって、国土交通省中部地方整備局静岡河川事務所、東京国立博物館、山梨県立美術館、福岡県立図書館、豊橋市美術博物館、豊橋市二川宿本陣資料館、臼井利之氏より資料の掲載にあたってご協力を得た。

## 目 次

第1章 目的と経過	1
第1節 計画策定に至る経緯	1
第2節 計画策定の目的	1
第3節 計画の位置付け	2
第4節 委員会の設置とその経過	6
第5節 計画策定の対象範囲	7
第2章 史跡の概要	9
第1節 島田市の概要	9
第2節 指定に至る経緯と指定範囲	14
第3節 指定地及び周辺地域の状況	19
第3章 史跡調査の成果	28
第1節 測量調査	28
第2節 歴史の道調査	28
第3節 石碑・祠等調査	40
第4節 地籍調査	44
第5節 史資料調査	46
第6節 建造物調査	58
第7節 景観調査	69
第8節 発掘調査	78
第9節 整備と利活用の状況	89
第10節 史跡の価値	95
第4章 保存管理計画	97
第1節 保存管理の基本方針	97
第2節 史跡の構成要素	97
第3節 保存管理の方法	101
第4節 現状変更等の取扱方針と取扱基準	104
第5節 追加指定の方針	108
第6節 史跡の公有化	108
第5章 整備活用のあり方	109
第1節 整備活用の基本方針	109
第2節 整備活用のあり方	109

第6章 運営および体制整備のあり方	112
第1節 管理運営の基本方針	112
第2節 管理運営体制	112
第7章 今後の課題と将来に向けて	114
第1節 今後の課題	114
第2節 将来に向けて	115
付編	117
人形浄瑠璃「朝顔日記」について	118
島田市島田宿大井川川越遺跡保存管理計画策定委員会設置規則	119
島田市史跡のまちなみ保存整備事業費補助金交付要綱	120
川越街道修景基準	122
参考文献一覧	

## 第1章 目的と経過

### 第1節 計画策定に至る経過

江戸幕府は、慶長6年(1601)に東海道に伝馬制度を定めて以降、一部の河川には架橋を行わなかった。東海道では遠江国以東の主な大河川で、川越人足による徒歩渡しや渡船などによって渡していた。東海道で徒歩渡しを行っていた河川は東から酒匂川、興津川、安倍川、大井川と草津川であった。中でも大井川は「箱根八里は馬でも越すが、越すに越されぬ大井川」と馬子唄にもうたわれているように、最も困難な渡渉河川であった。

江戸時代の大井川の川越制度については、すでに元和2年(1616)「大井川川越し取締高札」の記録に見られ、元禄9年(1696)には川庄屋などの組織を立ち上げて川会所やその他の番宿等の川越施設を整備して、川越制度が確立した。その後、川越制度は明治3年(1870)に明治政府(民部省)の通達により架橋・渡船の禁が解かれるまで250年間余も続いた。

大井川の川越遺跡は、川越人足の番宿等の施設跡が保存されている国内唯一の場所であり、江戸時代における街道交通を知るうえで極めて貴重な遺跡である。

そのため昭和41年(1966)8月には「島田宿大井川川越遺跡」として、川会所及び川会所跡や番宿等の施設跡20箇所とそれらの施設が存在していた街道が国史跡に指定された。

昭和41年の指定後、昭和45年から指定地内の川会所をはじめとして、札場、仲間の宿、二番宿、三番宿、六番宿、十番宿や善太夫鳴堤(せぎ)跡の8施設の復元を行った。続いて昭和53年からは立合宿、十番宿、札場、酒屋、三番宿、仲間の宿、七番宿跡等の公有化事業を進め、現在までに指定地内の約70%の公有化が完了している。また、平成6年(1994)からは保存整備および個人住宅改築等に伴う発掘調査を行い、川越遺跡の基礎資料の収集に努めてきた。

こうしたことを踏まえ、昭和55年に『国指定史跡島田宿大井川川越遺跡保全整備調査計画報告書』、平成7年には『島田宿大井川川越遺跡周辺整備計画策定調査報告書』、翌年には『島田宿「川越屋敷」および周辺整備計画報告書』、平成13年には『川越街道修景基準策定業務委託報告書』を作成し、川越遺跡の保存・整備に向けた準備を進めてきた。しかし、これらの整備計画書については、史跡本体の整備というよりも景観や周辺地域の整備等に係わるもののが多かった。

そうしたなか、今回、文化庁からは、島田市教育委員会において、まずは史跡の保存管理計画を策定し、基本構想、基本計画、基本設計というように系統立てた整備計画を立てるよう、という助言があった。そこで、市教育委員会では平成25年度から2年をかけて、『島田宿大井川川越遺跡保存管理計画』を作成することとした。

### 第2節 計画策定の目的

本計画は、島田市を南北に流れる大井川を基点に、江戸時代には大井川を挟んでその東西に位置した島田宿・金谷宿の間で行われた川越しの歴史を物語る島田宿大井川川越遺跡(以下、「川越遺跡」と省略)について、その歴史的景観を含め、学術的に歴史的な価値を踏まえた保存管理を行うための具体的な方針を示し、もって市民・国民の財産となる整備活用へつなげることを目的として策定するものである。